

# 認知症に備え 財産を「家族信託」

**預金解約や不動産売却 判断力衰えると困難**

認知症などで判断能力が衰えると、財産が凍結される  
ことがあると知っていますか？ 定期預金を解約できな  
くになったり、不動産を売却できなかったり。こうした困  
りごとを避けるため、元気なうちに家族に財産管理を任  
せる「家族信託」が注目されています。

## 介護費捻出が可能に

「家族信託」とは、財産管  
理の方法の一つ。信頼できる  
家族に、財産を管理したり処  
分したりする権限を託す契約  
だ。一般社団法人「家族信託  
普及協会」によると、会員が  
携わった契約は増えている。  
2015年は31件、16年は1  
39件で、昨年は1〜4月だ  
けで127件に上っているとい  
う。

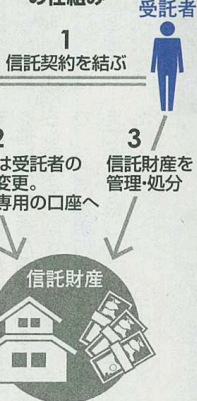
川崎市の高橋千賀子さん  
(50)は、家族信託で介護費の  
不安を解消させた1人だ。  
2年前、近くのマンション  
に住んでいた両親が、相次い  
で介護施設に入所すること  
になった。軽度の認知症と診断  
されていた父の吉野朗さん  
(84)は特別養護老人ホーム  
に。母の和子さん(86)は要介  
護度が低いため特養には入れ  
ず、有料老人ホームへ。

ただ、有料老人ホームは利  
用料が割高なので、お金の不  
安が出てきた。そこで、マン  
ションを売って、母の介護費  
を捻出した。

家族信託の具体的な手続き  
はどうなっているのか。  
まず、司法書士や弁護士、  
行政書士などの専門家に相談  
し、信託の設計や見積もりを  
作る。例えば、協会のホーム  
ページ (<http://kazokus-hinaku.org/>) で、最寄  
りの専門家を調べられる。



### 家族信託の仕組み



委託者の家族  
委託者  
受託者  
1 信託契約を結ぶ  
2 不動産は受託者の名義に変更。お金は専用の口座へ  
3 信託財産を管理・処分  
4 収益は委託者だけでなく家族の生活費にも使える

## 権利はそのまま 名義を変更

を捻出しようと考えた。  
ところが、不動産業者に  
「認知症が進むと判断力が衰  
えるため、売却の手続きが  
できなくなる」と言われ、驚  
いた。そのとき成年後見制  
度を紹介されたので、司法書  
士に説明を聞きに行った。す  
ると、成年後見制度では、  
「父名義の資産は原則、父本  
人のためにしか使えない」と  
説明を受けた。このままでは  
マンションを売って、母の有  
料老人ホーム料金に充てる  
ことが難しい。途方にくれ

いる側と、子どもなど管理や  
処分をする側が契約する。  
お金は信託契約専用の「信  
託口座」を金融機関で作  
り、管理する。不動産は、名  
義変更手続きをする。

資産を管理・処分する人を  
「受託者」と呼ぶ。受託者は  
仕事を任されるが、その財産  
を取得するわけではない。依  
頼した人の財産の権利はその  
ままで、名義は移る。前述の  
高橋さんのケースで言えば、  
不動産の名義は高橋さんにな  
ったが、不動産自体や売却し  
た代金が高橋さんのものには  
ならない。受託者になった  
というだけで、相続時に直接  
な恩恵は受けない。契約行為  
なので理論上は遠縁や友人で

も受託者になれるが、近親者  
がなるケースが大半という。  
契約の費用は資産の量によ  
るが、数十万円程度のケース  
が多い。いちど契約すれば、  
報酬などの固定費は原則発生  
しない。家族の安心のために  
受託者を見張る「信託監督  
人」を置くことができる。

財産管理や継承の方法とい  
えば、遺言や成年後見制度も  
ある。ただ遺言は、本人が亡  
くなるまで効力が発生しない  
ので、生前の財産管理には対  
応できない。また、成年後見  
制度は、制度に詳しい専門家  
らによると「本人の財産を守  
ることが基本で、ケースによ  
っては家族全体の状況に合わ  
せた柔軟な対応は難しいこと  
がある」と話す。

家族信託にも気をつけるべ  
き点はある。判断能力がな  
く

わらにもする思いで「家  
族信託」のセミナーに参加。  
「家族で家族のために財産を  
守る方法」を聞き、これだと思  
った。お母さんを守るのには  
お父さんしかいない。2人の  
生活を助けたら、父にそう伝  
え、家族信託の契約を交わし  
た。マンションは売却できた。

高橋さんは「認知症の症状  
が進む前に、間にあった。介護  
の悩みが一つ減った」と話す。  
契約に携わった家族信託普  
及協会の横手彰太さん(46)  
は、「家族信託は、認知症と  
お金の問題を解決するために  
有効。元気なうちにお金の不  
安を取りのぞける」と話す。

なるが、近親者  
がなるケースが大半という。  
契約の費用は資産の量によ  
るが、数十万円程度のケース  
が多い。いちど契約すれば、  
報酬などの固定費は原則発生  
しない。家族の安心のために  
受託者を見張る「信託監督  
人」を置くことができる。

財産管理や継承の方法とい  
えば、遺言や成年後見制度も  
ある。ただ遺言は、本人が亡  
くなるまで効力が発生しない  
ので、生前の財産管理には対  
応できない。また、成年後見  
制度は、制度に詳しい専門家  
らによると「本人の財産を守  
ることが基本で、ケースによ  
っては家族全体の状況に合わ  
せた柔軟な対応は難しいこと  
がある」と話す。

家族信託にも気をつけるべ  
き点はある。判断能力がな  
く

なるが、近親者  
がなるケースが大半という。  
契約の費用は資産の量によ  
るが、数十万円程度のケース  
が多い。いちど契約すれば、  
報酬などの固定費は原則発生  
しない。家族の安心のために  
受託者を見張る「信託監督  
人」を置くことができる。

財産管理や継承の方法とい  
えば、遺言や成年後見制度も  
ある。ただ遺言は、本人が亡  
くなるまで効力が発生しない  
ので、生前の財産管理には対  
応できない。また、成年後見  
制度は、制度に詳しい専門家  
らによると「本人の財産を守  
ることが基本で、ケースによ  
っては家族全体の状況に合わ  
せた柔軟な対応は難しいこと  
がある」と話す。

家族信託にも気をつけるべ  
き点はある。判断能力がな  
く

### 老後の財産管理・継承の方法

司法書士、西本晋也さんへの取材から

● 利点 ◆ 注意点

#### 家族信託

- 家族全体の希望を反映した財産管理ができる
- ◆ 認知症になるなどして判断能力が衰えると、契約できず
- ◆ 信頼して託せる相手がない場合は、適さない

#### 遺言

- 本人だけで「誰に財産を残すか」を決められる
- ◆ 判断能力が衰えると、作れない
- ◆ 亡くなるまで効力が発生しないので、生前の財産管理はできない

#### 成年後見

- 判断能力が衰えた後でも始められる
- ◆ 本人の財産を守る・維持することが原則。家族のためには使いづらくなることがある
- ◆ 専門家が後見人になると月2万〜6万円ほどの報酬が要る

(北村有樹子)

2018/1/24 朝日新聞大阪本社版 18面

朝日新聞社に無断で転載することを禁じます 承諾番号：18-0397